

## ワイズメンズクラブ中部ホームページ委員会運営規則

### (名称)

第1条 本委員会は、ワイズメンズクラブ中部ホームページ委員会と称する。

### (目的)

第2条 本委員会は中部部長を設置責任者とする中部公式ホームページ(中部公式ウェブサイト)が、その本来の機能を十分に発揮し、公正、公平かつ効果的に運営されるため、必要な処置をとることを目的とする。

### (構成)

第3条 本委員会は中部部長の下に置かれ、部内各クラブ会長から推薦され、部長によって任命された若干名の委員によって構成される。

2. 部広報事業主査は本委員会事業に協力する。
3. 委員長は委員の互選によって決定される。

### (任期)

第4条 本委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

### (職務)

第5条 本委員会は中部部長と協力し、中部公式ホームページの維持、管理、運営を行う。

2. 前項の目的のため、委員長の招請により適宜、委員会を開催することができる。

### (会計)

第6条 本委員会に関わる一切の諸経費は、中部会計によって賄う。

### (附則)

第7条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、中部部長の承認を得るものとする。

2. この規則は、部役員会の承認を得ることにより改正することができる。

2003年9月21日施行